

よくある免許申請の不備事項について

免許申請に際しましては、リーフレット「免許試験合格者等のための免許申請書等手続きの手引き」をご参照の上、手続きをお願いします。

また、下記に免許申請の不備例を示しますので免許申請時にご留意願います。

なお、不備のあった免許申請につきましては、不備の解消のため、免許証交付までに長期間を要する場合があります。

1. 収入印紙の過不足

免許申請にかかる収入印紙は1,500円分となりますので過不足のないよう貼付して下さい。

やむを得ず、1,500円分を超える収入印紙を貼付した場合は下記のように記載して下さい。(超過分の返還は出来ません)

例

収入印紙	収入印紙
1,000円	600円

超過分の100円については放棄します。

氏名 ⑩

2. 添付書類等の不足

- ・合格通知書(原本)
- ・免許証送付用封筒(返信用封筒:380円分の切手を貼付したもの)
- ・労働安全衛生法に基づく免許証を既にお持ちの場合はその免許証(原本または労働局・労働基準監督署で原本証明を受けた写し)
- ・特級・一級ボイラー技士免許申請の場合のボイラー取扱等事業者証明書
- ・書替申請の場合の戸籍抄本等の公的証明書面
- ・紛失による再交付申請の場合の本人確認証明書

3. 不適切な写真の添付

- ・背景のある写真・写真専用紙以外に印刷された写真
- ・顔のアップ写真(胸から上の写真を添付して下さい)・不鮮明な写真(粒度の荒いもの等)
- ・大きすぎる写真、小さすぎる写真(申請サイズは縦3.0cm、横2.4cmです)

4. 今回申請される免許証の他に、既に他の種類の労働安全衛生法に基づく免許証の交付を受けている場合で、その免許証を紛失している・書替が必要だが行っていない

*免許証は1人1枚のため、既に免許証(技能講習・特別教育の修了証は該当しません)の交付を受けている場合は1枚にまとめます。

例 今回申請(ボイラー整備士 本籍:愛知県)

既に交付を受けている免許証(二級ボイラー技士 本籍:岐阜県)

*ボイラー整備士免許申請の際、二級ボイラー技士免許証の添付が必要ですが、二級ボイラー技士免許証の本籍書替が行われていない→別途書替申請が必要です

5. 実技試験免除の場合に申請先が違っている

クレーン・デリック運転士免許、移動式クレーン運転士免許で、学科試験に合格し、実技試験に代えて実技教習を修了した場合は、安全衛生技術センターから郵送されたハガキの標題により申請先が異なります。

免許試験合格通知書

申請先:東京労働局免許証発行センター

免許試験結果通知書

申請先:申請者の現住所を管轄する労働局

ご不明な点がございましたら

愛知労働局安全課免許係(電話052-972-0255)までお問い合わせ下さい